

琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問（020524）への意見
（資料2 - 2の追加）

< 嘉田委員 >

質問番号（2）自然文化複合体の意味は？

自然の仕組みにあわせて歴史的に形成されてきた文化的特色を総体としてとらえる複合的関係性。琵琶湖を自然文化複合体としてとらえる視点としては、琵琶湖の固有種を利用する漁業的食文化やヨシなどを活用する生活文化、水田農業、琵琶湖集水域の森林に依存した生産生活様式などの複合体がある。物質としての生態的条件に社会組織的条件が適応し、そこに固有の精神的文化も育まれた3層のレベルを想定することが可能である。

質問番号（3）平常時、緊急時の住民自身のしたたかな対応とは？

（4）新しい暮らしや意識とは？

住民自身のしたたかさは、「生命・生活の保全」という原理の上になりたつ。平常時においては、自分たちの暮らしに欠けていると判断される空間的ひろがりや癒しの場としての河川の活用、条件によっては河川敷の菜園的活用、楽しみや祈りの場としての河川などまでふくめて、河川を暮らしの中での「意味ある場に転換していく主体的働きかけ」と解釈される。

日常的に意味ある空間として河川に主体的に働きかけていることが、水害や災害時などの緊急時でのしたたかな対応の条件、あるいは新しいライフスタイルの創造の条件となるであろう。その条件としては、（1）空間の位置関係を身体的に知っていること、（2）そこでの協力可能な人間関係の基盤ができていること、そして、（3）緊急の出来事に対して対処可能な知識と技能が身についていること、そして（4）働きかけを行うための権限を付与することである。

かつて、また現代でも地域での水防組織がいかに機能しているか、そのメカニズムを社会学的に考察することが、住民のしたたかな対応を醸成する条件となるだろう。「在地のリスク回避」の工夫ともいうことができる。たとえば、雨がふると、地域の水防組織が堤防周辺の見回りをし、いざという時の緊急の招集を行い、その権限を付与するために、地域のリーダーは「裨」を着て、指揮を行った、という歴史的伝統の意味を、現代によみがえらせるような働きかけ

も必要であろう。(参考文献、鳥越・嘉田『水と人の環境史』1984年、嘉田『生活世界の環境学』1994年、嘉田『環境社会学』2002年)。

質問番号(7)

「物質循環」とは単に「窒素やリン」という化学物質として、原子論的にとらえられる「物質還元的」概念ではない。これは、湖を単に「富栄養化」として湖沼化学的にとらえる視点に限定されてしまう。物質循環とは、要素としての栄養分を利用する動物や植物などの生きている生命体、それらの生命体に依存する人間の暮らしの物質循環(食物、肥料)までふくめて、生活実感として具体化された物質循環としてとらえることが、人びとの生活意識を河川や湖とつなぎとめるために重要である。

質問番号(10)

琵琶湖を単に「水がめ」としてとらえる志向から脱することが部会としての共通認識であったと理解しています。それゆえ、水がめという表現がここでなされていることは、反面教師的、あるいは一般にそう言われている、という単なる言及と私自身は解釈しています。

質問番号(22)

「合意形成のための社会的システム」は現在は分野により、全くない領域と一応あるが不十分な領域とがあると思います。

まず河川や湖の多様な利用者や関係者の中での合意形成システムとしては、伝統的に同一領域と考えられる内部では、合意形成システムが歴史的にも形成され制度的にも機能しています。しかし、新たな利害や新たな利用が増えている境界領域での合意形成システムは未形成です。

たとえば、漁業に関しては、琵琶湖の漁業調整規則という法律にのっとり、河川漁業では、各河川別の内水面漁業協同組合と県での連合組織、琵琶湖については、沿湖の各漁業協同組合とその県の連合組織というものがあり、社会的な合意形成の母体となっています。しかし、いわゆる「自由漁業」と言われているレジャー的利用の問題がかかわってくると、その両者を含む、合意形成システムはつくられておりません。特に近年の外来魚をねらいとしたレジャー的釣り人口の増大を、生業的漁業者の利害を調整できる組織は実態として形成さ

れておりません。

そこに、ヨットやボート、水上ジェットなどのレジャーによる水面利用の調整組織は、形成されておられません。現在、琵琶湖の湖面利用の方向をきめる懇談会が知事の諮問によりつくられ、一定程度の方向を示しつつありますが、さらなる制度化と、社会的な問題の共有が必要とされます。

質問番号（ 2 4 ）

「住民自らが関与し責任を負う」という内容については、具体的に以下のような事例がわかりやすいのではないのでしょうか。ひとつは、前にものべた水防組織の形成と、水防活動に対する自主的責任の付与というようなことがあげられるでしょう。しかし、一方的に水防というような緊急時の対応だけを地域住民に期待するのではなく、住民自身が河川とかかわることでの利益を感じられる面とセットで付与することです。

たとえば、河川敷の利用の自由度を高め、河川周辺に居住することの利益を日常的にもたすことができるような計画も必要でしょう。より具体的には、堤外地を菜園に利用する、というような利用は、現在の河川法ではほぼ完全に禁止されているが、都市部における菜園空間への強い要望がある時には、そのアクセスを可能とするような社会的仕組みをつくり、しかし同時に、大雨による水害を想定し、破堤をもたす恐れのある構造物や道具類の利用をあらかじめ禁止する、というな、多面的な計画の可能性を探ることも必要かと思われま

す。

また子どもたちが、河川の自然と日常的に深くかかわる場面をできるだけ多く企画をし、そのことにより大人たちが、河川に関心をむける、というような方向も必要でしょう。これまで「よい子は川で遊ばない」というような標語に代表されるように、子どもや住民を河川からできるだけ遠ざけようとしてきた政策の基本哲学の変更が求められます。

そのためには、近隣住民の間での利害関係を調整する社会的母体として、利用者が組合やN G Oのようなものを形成し、その利用による危険性が高まり、問題が発生することをあらかじめ想定して、問題を未然に防ぐような規則や約束事、社会的仕組みをつくりだす、というような工夫です。

このような社会的組織の形成プロセスそのものが、住民自身が河川周辺で暮らすことのプラス、マイナスとその具体的な対処の仕方を個人的、社会的に学

習する機会となるでしょう。

質問番号(29) 在地文化とは

「在地文化」とは、地域固有の生態風土的条件の元、世代をこえて個別の地域社会で人的に継承され、保全され、生きて楽しまれてきた土地固有の文化といえる。このような文化をあえて現在主張する理由は以下のようなものである。

近年の急速な環境破壊や生態系破壊という問題に直面して、地域の風土や自然的個性に即した伝統は急速に失われつつある。地域の風土や自然的個性に即したモノといえ、行政的にはまず「天然記念物」というとらえ方があり、明治時代以来の伝統的な文化財行政の領域となってきた。しかし、天然記念物は、特定の生き物(たとえばホタル)や特定の存在(大木など)を単独にモノとして扱う側面が強くでている。しかし、これらの動植物は、地域の生態系や人びとのかかわり(維持管理のはたらきかけ、文化的意味づけ)が総合的に働いて守られるものでもある。既成の「天然記念物」という名称が、このような複合的な意味づけを伝達しにくくしている。

さらに現在、これまで文化財とは考えられておらず、その生態文化的な価値がないがしろにされたまま、大規模な公共事業や、無遠慮な土木工事のもとで破壊されている、貴重な日本人の地域文化がたくさんある。具体的には、水田農業の生態文化の粹ともいえる「棚田」や、農業水利の仕組み、ため池、生活用水路、わき水などの「水文化」、神社の社寺林や里山などの「森林文化」、昆虫採集や魚つかみなどの自然と深くかかわった子どもたちの「遊び文化」など、土地の個性に根ざしたさまざまな文化が人知れず破壊されている。

これらの文化は、いずれも地域の生態風土的条件が健全で、それぞれが世代をこえて個別の地域社会で人的に継承され、保全されてこそ、生きて楽しむことができる文化である。それをそれぞれの個別の土地の風土と生態に根差した「在地」という概念でくくり、「在地文化」という新しいカテゴリーを提案した。

「在地」という表現は、地元の人びとがよく口にする「在所」(そこにあって暮らし続ける場所という定着性を意味したもの)という表現と、日本の中世以来の地域の自治的まとまりを表す「地下(じげ)」(歴史的な自治の伝統)や、日常使われる「地元」という言葉をつないだ造語である。

これまで自然環境と深くかかわる文化的事物に対して、「環境文化」という言葉もつかわれてきたが、環境という言葉の抽象性、また環境という言葉のもつ破壊や汚染という先入観を払拭するためにも、新しい表現が必要と判断をし、「在地文化」という言い方

を提案した。(参考 嘉田『環境社会学』岩波書店、2002年、第1章と第2章、琵琶湖博物館2002年特別展示『中世の村』)。

質問番号(34)

「住民自身が考えをまとめるような仕組み」は「住民自身が考えをまとめることができるような仕組み」と書き換えるほうが理解しやすいだろう。

3-2-(1) 質問番号はないが本文の中での指摘。

「旧河川法」という表現は、明治29年の河川法であるのか、昭和39年の河川法であるのか、混同する恐れがある。それゆえ、この文脈では、平成9年の河川法に対して、その前の、という意味で、「昭和39年の河川法」と年代を特定するほうが誤解が少ないであろう。

質問番号(50)「かばた(川端)文化のような暮らし」

「かばた」とは、集落内部の水路や小河川での洗い物や子どもたちの遊びを可能とするような石段のある洗い場のことであり、かばた、かわと、みずや、かわや、など地域により多様な名称がある。これらの洗い場があるような川は、里川や里中川、あるいは使い川などとも呼ばれ、人びとの暮らしと水の流れを日常的につなぎとめる施設でもある。水道が広く普及する前の、日本の地域社会では多くの場所で、野菜洗いや衣服の洗濯などの河川利用がなされてきており、人びとと河川とが「近い関係」にあった。昔話の「桃太郎」の世界が生きている場でもある。

かばた文化は、上水道や下水道の普及により、一端遠く離れてしまった人と水のかかわりを改めて近づけ、人びとの日常的な水への関心をはぐくみ、自分たちが利用する場としての河川の水質を清く保ち、ホタルやメダカやドジョウ、などの水辺の生き物とのかかわりを取り戻し、いざという時の災害への対処の知恵などをはぐくみ継承する生活文化の復活も意味するものである。(参考、琵琶湖博物館常設展示、農村の暮らし、嘉田『環境社会学』岩波書店、2002年、第1章、今森光彦著『自然とともに生きる』新旭町21世紀記念誌)。

かばた文化の復活にむけては、(1)環境認識、(2)社会的組織、(3)既存の施設の維持管理、(4)必要な場合の新しい施設の設置、という多面的な対応が必要とされる。まず、認識の問題としては、自然の水を使う暮らしは遅れて

いて不潔である、と考える近代西欧的な環境観の見直しがまず必要となる。水を水道管や下水道管にとじこめて、工学的に管理することを理想とする西欧都市的な発想を払拭し、モンスーン気候の元での水田農業による水路網の発達こそがアジア的な日本の水文化の原点にあることを認識することが必要である。そして、社会組織的には、これらの水路網と深くかかわってきた地域社会における水の自主管理組織の意味を再認識し、今まだ残されている洗い場のある水路を、自動車交通の利便性などを重視するあまり、埋めて直線化する、という工事をやめ、地元の人たちの要望がある場合には、改めて、新たなかばたを設置する、というような働きかけが必要である。

すでに、農林省なども、これまでの農業用水路の工事方法を見直し、洗い場の新設を許可するような方向への転換もみられる（例：滋賀県、湖北土地改良区など）。

< 西野委員 >

質問 1 3 (確認)

北湖底の環境変化は、深底部（湖底および湖底直上層）および沿岸部の両方でみられる。ここでいう深底部とは、北湖の水深 30 m 以深、沿岸部とは北湖の水深 10 m 以浅の湖底を指す。

情報提供のあったもののうち、～ は深底部で起こっている現象（なお と は同じ現象）で、その原因として、湖底に沈降する有機物量が増えたこと（富栄養化による？）および地球温暖化（の他に、近年の気象変動や、滋賀県内の熱放出量が多いためという指摘もある）の 2 つが指摘されている。ただ、

は将来、湖底が無酸素状態になると、リン酸が深底部の湖底から溶出して、それを表水層の植物プランクトンが利用して大増殖に繋がるとの指摘であるが、この可能性については木崎湖での実証的研究に基づく異論があり（昨年琵琶湖研究シンポジウムでの発表）、定説とはいえない。

沿岸部では、湖底の泥質化が進んでおり、岩石質や砂泥質湖底の面積が減少し、レキ質および泥質湖底の面積が増大している（県水試調査による）。その原因として、流入河川からの土砂供給量の減少、富栄養化による有機物生産量の増大などが考えられる。

質問 2 6 (確認)

雨が降り水位が上がれば、琵琶湖は陸側に広がり、水位が下がれば湖側に縮まるのが、琵琶湖の本来の姿のひとつだと思います。

質問 3 5

生物の予定表について

ほとんどの動物（魚類、両生類、無脊椎動物）は、1 年のある時期に繁殖期をもつ。その時期は、餌が豊富で、十分なすみ場や隠れ場所があり、そのことを前提として、生物の生活史は成り立っている。例えば、多くのコイ科魚類の産卵期は春～夏にかけてであり、産卵場となるヨシなどの抽水植物帯が十分に発達していて、この時期のヨシ帯には餌となるプランクトンが非常に多い。ま

た雨が降って、湖の水位が上昇し、増水した湖周辺の川や水路、内湖から濁った水が流入すると、それが引き金となって産卵行動やそれに伴う川や水路、内湖への移動が始まる。そのような生活史が、何千年と続いてきたわけであるから、現在のように、梅雨期に雨が降っても水位が上昇せず、産卵場となるヨシ帯の面積が少なく、その上、湖岸堤等で川、水路、内湖等への移動が妨げられるということは、彼らの「予定表」にはない。

質問 4 6

適水温の維持について

瀬や淵の創出のみならず、河畔林等植生により水面をカバーすることは、適水温の維持のみならず、水生動物の生息場所や隠れ場として大きく効いていることが、最近の研究で明らかになってきています。

また適水温の維持に、ヒーターやクーラーなどの人為的な調節をすることは、好ましくないと考えています。